

申込締切日：平成30年10月22日（月）
 保険期間：平成30年11月1日午後4時から1年間

平成30年度 新・団体医療保険のご案内

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険）

ご存知でしょうか？

医療費ってこんなにかかるんです！！

入院1日あたりの平均自己負担額は 平均約**21,000円**！



※左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。（高額療養費制度(注)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。）
 ※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」

(注) 高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/100714.html>)

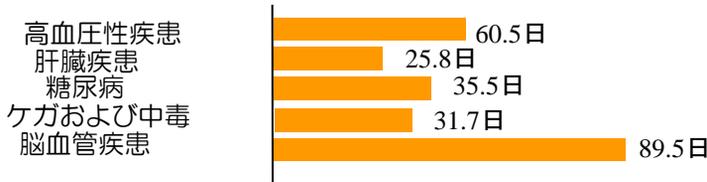
病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

1人あたりの平均入院日数は平均約**31.9日**！

傷病別の推計入院患者数
 (単位:人/日)



傷病別の退院患者の平均在院日数



[厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」](平成26年)による

平均の負担額と入院日数によると・・・

21,000円 × 31.9日 = 約670,000円*

突然の高額出費で家計が大変なことに・・・

社員区分によって、ご加入の流れが異なります。

パンフレットのご自身が該当する部分をご確認ください。

内勤社員の方

ニチイ学館内勤社員の方はこちらになります。

①
ニチイ学館損害保険代理店WEBサイト
(<http://www.nichiigakkan-ins.com/>)に
アクセス



②
>ニチイグループ従業員の皆さま
>新・団体医療保険
>WEB-Enterからログイン。
画面にしたがって必要事項を入力します。

③
申込みが正常に受理されると、**1月支給給与から毎月保険料が控除されます。**
加入者証は平成31年1月頃発送予定です。
保険料控除証明書は平成31年11月頃発送予定です。

内勤社員以外の方

ニチイ学館業務社員の方、グループ企業の方、継続希望の退職者の方はこちらになります。

①
ニチイ学館損害保険代理店WEBサイト
(<http://www.nichiigakkan-ins.com/>)に
アクセス



②
>ニチイグループ従業員の皆さま
>新・団体医療保険
>WEB-Enterからログイン。
画面にしたがって必要事項を入力します。

③
1年分の保険料を平成31年1月15日(火)までに指定の口座にお振り込みください。
保険料お支払いをもって申込みが完了します。

④
加入者証は平成31年1月頃発送予定です。
保険料控除証明書は平成31年11月頃発送予定です。

書面にてお手続きをしたい場合は・・・

①下記の方法で加入依頼書・告知書をご請求ください。

新規加入の方…ニチイ学館総務部総務課に電話(03-3291-6888)にて、ご請求ください。

継続加入の方…ニチイ学館総務部総務課よりご自宅へ郵送します。

前年と同等条件プラン(送付した加入依頼書に打ち出したプラン)で継続加入を希望の方は、書類のご提出は不要です。

②必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のニチイ学館総務部総務課損害保険業務担当までご送付ください。

医療費負担にそなえ、安心を提供します。

疾病・傷害補償プランの5つの特長

- 1 団体契約専用プランで割安！
(団体割引10%適用！)
- 2 日本国内外でのケガ・病気による入院・通院・手術を補償！
- 3 日帰り入院から補償！（※1）
- 4 ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です！（※2）
- 5 ご加入いただくと、各種安心サービスがご利用可能！

(※1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
(※2) 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
入院	病気・ケガ 	【病気・ケガ】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い 【病気】1回の入院で120日までお支払い 【ケガ】1事故で120日までお支払い 【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償
通院	病気・ケガ 	【病気】継続して4日を超えた入院の退院後の通院で90日までお支払い 【ケガ】1日の通院からでもお支払い（90日限度）
手術	病気・ケガ 	【病気・ケガ】手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外） 【病気・ケガ】<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍

その他の補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
天災危険	ケガ	【ケガ】地震、噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合にも、保険金をお支払いします。
先進医療	病気・ケガ	【病気・ケガ】日本国内で先進医療を受けたことにより負担した先進医療の技術料や臓器移植に要する費用等をお支払いします。

オプションの補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
三大疾病診断	病気	【病気】医師により三大疾病〔がん(悪性新生物)*・急性心筋こうそく・脳卒中〕のお支払事由に該当すると診断された場合に、保険金額の全額をお支払いします。 *がん(悪性新生物)には、上皮内がん(子宮の上皮内がん、大腸の粘膜内がんなど)を含みます。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

<通院なしプラン>

補償内容と保険料

(保険期間:1年、団体割引**10%**、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

ご加入プラン(型)		A	B	C	D	E	特約 (オプション) F	
保険金額	入院保険日額 (ケガ・病気)	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	15,000円		
	手術(ケガ・病気)	【病気・ケガ】手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) 【病気・ケガ】<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術 :入院保険金日額の5倍						
	先進医療等費用	500万円						
	三大疾病診断							100万円
内勤社員の方 ニチイ学館 月払保険料	被保険者ご本人の満年齢	0歳~24歳	500円	790円	1,230円	1,530円	2,280円	30円
		25歳~29歳	600円	960円	1,520円	1,880円	2,810円	100円
		30歳~34歳	690円	1,120円	1,760円	2,190円	3,270円	190円
		35歳~39歳	720円	1,180円	1,840円	2,300円	3,430円	330円
		40歳~44歳	760円	1,240円	1,950円	2,430円	3,620円	580円
		45歳~49歳	900円	1,460円	2,310円	2,880円	4,300円	940円
		50歳~54歳	1,100円	1,810円	2,860円	3,570円	5,330円	1,390円
		55歳~59歳	1,500円	2,470円	3,920円	4,890円	7,330円	2,110円
		60歳~64歳	1,980円	3,270円	5,190円	6,490円	9,710円	3,060円
内勤社員以外の方 ニチイ学館 年払保険料	0歳~24歳	5,100円	8,350円	13,180円	16,430円	24,510円	270円	
	25歳~29歳	6,260円	10,270円	16,280円	20,280円	30,300円	1,080円	
	30歳~34歳	7,270円	11,950円	18,960円	23,640円	35,330円	1,980円	
	35歳~39歳	7,620円	12,530円	19,890円	24,800円	37,080円	3,600円	
	40歳~44歳	8,040円	13,230円	21,020円	26,210円	39,180円	6,300円	
	45歳~49歳	9,530円	15,720円	24,990円	31,190円	46,650円	10,170円	
	50歳~54歳	11,770円	19,450円	30,970円	38,650円	57,840円	15,120円	
	55歳~59歳	16,130円	26,710円	42,580円	53,160円	79,610円	22,950円	
	60歳~64歳	21,320円	35,360円	56,430円	70,470円	105,570円	33,300円	
65歳~69歳	30,320円	50,380円	80,440円	100,500円	150,620円	45,630円		

(※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

(※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。

(※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

(※5) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※6) 本保険は介護医療保険料控除(最大40,000円まで)の対象となります。(平成30年7月現在)

介護医療保険料控除の対象期間は平成31年度です。

<通院ありプラン>

補償内容と保険料

(保険期間: 1年、団体割引**10%**、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

ご加入プラン(型)		AO	BO	CO	DO	EO	特約 (オプション) F						
保険金額	入院保険日額 (ケガ・病気)	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	15,000円							
	手術(ケガ・病気)	【病気・ケガ】手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) 【病気・ケガ】<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術 :入院保険金日額の5倍											
	通院保険金日額	1,500円	2,500円	4,000円	5,000円	7,500円							
	先進医療等費用	500万円											
	三大疾病診断							100万円					
内勤社員の方 ニチイ学館	月払保険料	被保険者ご本人の満年齢	0歳~24歳	860円	1,380円	2,170円	2,710円	4,040円	30円				
			25歳~29歳	960円	1,550円	2,460円	3,060円	4,580円	100円				
			30歳~34歳	1,050円	1,720円	2,710円	3,380円	5,050円	190円				
			35歳~39歳	1,090円	1,800円	2,820円	3,530円	5,270円	330円				
			40歳~44歳	1,140円	1,870円	2,960円	3,690円	5,510円	580円				
			45歳~49歳	1,290円	2,100円	3,330円	4,150円	6,210円	940円				
			50歳~54歳	1,500円	2,480円	3,930円	4,910円	7,330円	1,390円				
			55歳~59歳	1,970円	3,240円	5,160円	6,430円	9,640円	2,110円				
			60歳~64歳	2,490円	4,120円	6,550円	8,190円	12,260円	3,060円				
内勤社員以外の方 ニチイ学館	年払保険料	被保険者ご本人の満年齢	0歳~24歳	8,930円	14,720円	23,360円	29,160円	43,600円	270円				
			25歳~29歳	10,100円	16,650円	26,490円	33,040円	49,440円	1,080円				
			30歳~34歳	11,130円	18,360円	29,220円	36,460円	54,560円	1,980円				
			35歳~39歳	11,620円	19,170円	30,520円	38,080円	57,000円	3,600円				
			40歳~44歳	12,150円	20,060円	31,950円	39,870円	59,670円	6,300円				
			45歳~49歳	13,680円	22,610円	36,010円	44,970円	67,320円	10,170円				
			50歳~54歳	16,130円	26,690円	42,550円	53,130円	79,560円	15,120円				
			55歳~59歳	21,160円	35,070円	55,960円	69,880円	104,690円	22,950円				
			60歳~64歳	26,870円	44,600円	71,210円	88,950円	133,280円	33,300円				
							65歳~69歳	36,640円	60,890円	97,250円	121,520円	182,140円	45,630円

(※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

(※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。

(※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

(※5) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(※6) 本保険は介護医療保険料控除(最大40,000円まで)の対象となります。(平成30年7月現在)

介護医療保険料控除の対象期間は平成31年度です。

お支払方法

社員区分	お支払方法
ニチイ学館 内勤社員の方	平成31年1月分給与から毎月控除となります。(12回払)
ニチイ学館 内勤社員以外の方	平成31年1月15日(火)までに以下の口座にお振込みください。(一時払)
グループ会社の方	【振込先】三菱UFJ銀行 神田支店 普通預金 口座番号1229244 株式会社ニチイ学館 【振込名義人】加入者氏名+社員番号9ケタ (例:ニチイ タロウ***456***) 【振込額】希望加入内容の年払保険料(振込手数料は会社負担となりますので差し引いてお振込みください。)
継続希望の退職者の方	

一時払に該当する方へ

- ご加入をお断りする場合には、お振込みいただいた保険料はご返金させていただきます。
- 期日までにお払込みがない場合、保険期間が開始されても、お払込み完了までは、補償されなくなりますのでご注意ください。
- 振込名義人に社員番号のご入力がない場合、お手続きができない場合がございますのでご注意ください。

お手続き方法

①書面にてお手続きをしたい方

下記のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のニチイ学館総務部総務課損害保険業務担当までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

■加入依頼書、告知書の請求方法

新規加入の方…ニチイ学館総務部総務課に電話(03-3291-6888)にて、ご請求ください。

継続加入の方…ニチイ学館総務部総務課よりご自宅へ郵送します。

②WEBでお手続きをしたい方

パソコンから



ニチイ学館損害保険代理店
WEBサイトからアクセス

>ニチイグループ従業員の皆さま

>新・団体医療保険WEB-Enter

<http://www.nichigakkan-ins.com/>

スマートフォン
タブレットから



QRコードに
アクセス!



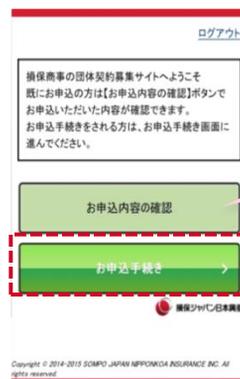
会社名をプルダウンから選択します。
IDとパスワードを入力して「ログイン」
ボタンをタップします。
ID: 職員番号
PW: 生年月日



「お申込み内容の確認」
ボタンをクリックすると、
現在ご加入いただいで
いる内容をご確認いた
だけます。

申込手続きへ

「お申込み手続き」ボタンをクリックします。



「お申込み内容の確認」
ボタンをクリックすると、
現在ご加入いただいで
いる内容をご確認いた
だけます。

申込手続きへ

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

よくあるQ&A

Q1. 途中からでも加入できるの？

- A1. 保険期間の途中でのご加入は、ニチイ学館の内勤社員の方のみ可能です。
その場合の保険期間は、
毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から
平成31年11月1日午後4時までとなります。
毎月の保険料は中途加入日の満年齢で計算します。

Q2. 死亡した場合の補償は支払われるの？

- A2. 死亡保険金をご用意しておりません。

Q3. 家族で加入できるの？

- A3. 社員の皆さまの配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族であれば可能です。
お手ごろな保険料ですのでぜひご家族でご加入ください。

ご加入例(年払の場合)

ご本人さま(40歳)、配偶者さま(35歳) : AOF
お子さま(10歳) 1名 : CO
ご加入の場合

- ご本人さま …年払 18,450円
- 配偶者さま …年払 15,220円
- お子さま …年払 23,360円



ご家族3名で
年間 57,030円

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルは、損保ジャパン日本興亜の新・団体医療保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

<サービスメニュー>

- 健康・医療相談サービス ●介護相談サービス ●育児相談サービス ●医療機関情報提供サービス
 - 健康管理相談サービス ●健康チェックサポートサービス ●予約制専門医相談サービス
 - 公的給付相談サービス(予約制) ●法律・税金相談サービス(予約制・30分間)
 - メンタルヘルス相談サービス ●メンタルITサポートサービス(Webストレスチェック)
- (注1) 本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) ご利用いただく際は、加入者証等に記載の損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル専用電話番号までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。		
保険契約者	株式会社ニチイ学館		
保険期間	平成30年11月1日午後4時から1年間となります。		
申込締切日	平成30年10月22日(月)		
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。		
加入対象者	ニチイグループの従業員および継続希望の退職者		
被保険者	ニチイグループの従業員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。 (新規加入の場合、満0歳以上満69歳以下の方(継続加入の場合は満79歳以下の方)にかぎりませう。)		
お支払方法	ニチイ学館内勤社員の方・・・平成31年1月支給給与から控除開始(12回払) ニチイ学館内勤社員以外の方、グループ会社の方、継続希望の退職者の方・・・平成31年1月15日(火)までに以下の口座にお振り込みください。(年払)		
内勤社員以外の保険料お振込先	お払込額：希望加入内容の年払保険料(振込手数料は会社負担となりますので差し引いてお振り込みください。) 振込名義人：社員番号9桁+氏名(社員番号は必ずご入力ください。) 振込先：三菱UFJ銀行 神田支店 普通口座 1229244 株式会社ニチイ学館		
お手続方法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のニチイ学館総務部総務課損害保険業務担当までご送付ください。		
	ご加入対象者	お手続方法	
	新規加入者の皆さま		「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。	
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。	
中途加入 ※ニチイ学館内勤社員の方のみ	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成31年11月1日午後4時までとなります。なお、中途加入はニチイ学館の内勤社員の方のみ可能です。 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。		
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の株式会社ニチイ学館総務部総務課までご連絡ください。		
その他	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率に変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。		
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。		

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>疾病入院 保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき120日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">疾病入院保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	
<p>疾病手術 保険金</p>	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p>重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な修復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) 2月1日以前に加入した保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>① 故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥ 傷害 ⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
<p>疾病退院後 通院保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">疾病退院後通院保険金の額= 疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p>	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ① 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合) 続き

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	傷害入院保険金 保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき120日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額 × 入院した日数 </div>	
	傷害手術保険金 保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto;"> 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto;"> 重大手術^(※3) 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 </div> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	
	傷害通院保険金 保険期間中に生じた事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 傷害通院保険金の額=傷害通院保険金日額 × 通院した日数 </div> (注1)通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- ⑤脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥妊娠、出産、早産または流産
- ⑦外科的手術その他の医療処置
- ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
- ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

など

その他の補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

【先進医療等費用保険金】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>先進医療等費用保険金(注)</p>	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。</p> <p>(※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

オプションの補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

【三大疾病診断保険金】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>三大疾病診断保険金</p>	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>①次のいずれかに該当したこと。</p> <p>ア. 初めてがんが診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。</p> <p>イ. 原発がん^(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。</p> <p>ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。</p> <p>②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>(※) 初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p style="text-align: right;">など</p>

その他ご注意いただきたいこと

● 特定疾病等対象外特約について

- ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
- ・※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ○「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ○「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ○「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
* 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) 続き

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ① 特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ② 特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)
 - ③ 今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
 - 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - <重大事由による解除等>
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - <他の身体障害または疾病の影響>
 - 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、
 - 三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
- * 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - (注1) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
 - (注2) 三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
 - (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本ご確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

①保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 補償内容(保険金の種類)、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険金額 | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | |

②ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または満年齢)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

③お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）※おかけまちがいにご注意ください。

●取扱代理店 株式会社ニチイ学館 総務部総務課 担当：大部・新房

〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9

TEL:03-3291-6888（受付時間 平日9:00～17:00）

●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 金融法人第二部 営業第二課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL:03-3231-3654（受付時間 平日 9:00～17:00）

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

○「加入者証」は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。